

防 謀 に 注 意 せ よ

スマシ事件、真相ニ就テ（婦女子ニ娼婦的行動、トシシル件）
 將來爲ノ裁判、行ハルヲ考慮シ、茲ニ真相ヲ開陳ス
 本件、細部ハ之レヲ略ス

由來本件、日本必勝ヲ深信スルシテ、軍司令部、意圖ニ依リテ
 行ハランモノシテ、當時駐屯地司令官ニ能崎中將（清次元少將）
 ハ、軍司令部、暗黙、諒解ヲ遂ケル後、スマシニ帰還シ、駐屯地
 司令部（南方軍幹候隊本部）勤務、岡田少佐ニ命ジ、スマラン
 拘禁セル和蘭婦女子數十名ヲ抽出シ、之レヲ市内ニテ、所
 （三箇所、不明）ニ分配シ、ハ軍隊側、將校俱樂部、ハハ
 地方人側、スマシ食堂ニ配屬シ、之レニ娼婦的行動ヲ強請セル
 モニシテ、約一ヶ月、東京、中央部ノ注意ヲ受クルマ、軍ハ大ニ狼
 狽シ、能崎少將ヲ司令部ニ招致シ、之レヲ叱責セリ、能崎少
 將ハ歸京シ、之レヲ中止センコトナリ、
 ソノ強請、於テ岡田少佐ハ若干強引ナル言動アリ、如シ

岡田少佐ハ步兵隊本部附ナリ、幹候隊本部附、池田中佐、内地ニ
 連絡中、以テ、幹候隊命令、ヨリ本部勤務トナリシモノナリ、
 當時、スマシニハ、步兵隊、鉄道隊、憲兵隊、アリ、コノ中、一部將校ハ
 之レト遊興セルモノト思惟セルモ、駐屯地司令部、許可セル
 將校俱樂部ナルヲ以テ、コノ行動ハ、不可ナリトハ言ヒ難シ、
 中島四郎ハ、軍醫トシテ、衛生指導ニ任セシメラルモノシテ、
 是ニ不可ナル莫クモナリ

要スルニ、一月間、亘リ、之レヲ許可シタルヨリ見ルニ、駐屯地司令官
 亦之ヲ軍ノ意圖ト解シ、之レヲ許可シタルモノト云フ、軍司令部、中央
 コノ注意ヒキ、能度ヲ豹變セルモノナリ
 故、本件ヲ見、責任、軍司令部（佐藤參謀取扱）ニ存シ
 今下部隊、何物、責任、
 岡田少佐、言動、強情、
 又岡田少佐、性格、
 三ニ、是亦、能崎少將、志、
 又、連、目的、
 又、

防 議 に 注 意 せ よ

<p>行ハレクルモノシテ必ラスモ岡田少佐ニミ責ヲ負ハスルハ不當ナリ トス 歩兵隊長、鉄道隊長、憲兵隊長各々ソノ部下ヲ將校俱樂部 部ニ赴クランケルモ駐屯地司令官ノ許可セルモノナラ以テ別ニ責任ハ ナキモノナリ</p>	<p>今シテ虐待ト云フモ實情眞ニ拒否セルモハ數名ニ過ギザリ レガ如ク岡田少佐ノ語シヨルハ彼女等ハ住居給與ノ甚モノ良好 ナルニ大喜ビヨメシ之レヲ禁止セルトモ尚ホコノ俱樂部ニ止ルコトヲ 希望セリト</p>	<p>余ハ右ノ行爲ガハ絃一字ノ精神ニ反セルヲ以テ上官トシ岡田ニ 注意ヲ與ヘンコトアリシモ駐屯地司令官ノ命尤ヲ以テ自己ノ身 ノミヲ謹シムコトニ止マレリ</p>	<p>狀況右ノ如ク本件ハ根本ハジテ軍司令部ノ默許ナリ今ニシ テ言フ左右スルトモ不可ナリ 但シ之レト遊興セル將校ハ犯罪トハ云ハサモ道德的見テ遺憾ナ リトス</p>	<p>昭和二十二年一月</p>	<p>元南幹歩兵隊長 大久保朝雄 (印)</p>	<p>以上</p>	<p>(中略)</p>	<p>原文、同</p>
--	--	--	--	-----------------	--------------------------	-----------	-------------	-------------

... 2894-04 Pub. No. 12824 Ed. 7-11-04.